

審 査 基 準

令和6年3月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第59条第2項
処分の概要	けん引の許可
原権者	埼玉県公安委員会
法令の定め	道路交通法第59条第3項（自動車のけん引制限） 道路交通法施行規則第8条の5（けん引の許可証の様式等）
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	10日以内（行政庁の休日を含まない）
申請先	警察本部交通部交通規制課
問い合わせ先	警察本部交通部交通規制課 (048) 832-0110
備考	

別紙

(^{けん}牽引の許可)

許可の申請を受理した埼玉県公安委員会は、当該申請に係る許可対象行為が道路を指定し、又は時間を限ったことにより、次の1及び2の条件を満たすこととなると認めるときは、許可することができる。

1 車両の構造に関する基準

当該^{けん}牽引を許可する場合において、当該車両が次の(1)及び(2)の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく^{けん}牽引行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。
- (2) 前記(1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

2 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。